

平成 25 年 1 月 17 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 取締役 執行役員社長

林 朝 則

(コード番号 6839 東証・大証第一部)

問 合 せ 先 I R・広報室 藤井 透

( T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5 )

## タックスヘイブン対策税制適用に基づく 更正処分に対する取消請求訴訟の提起について

当社は、本日、東京地方裁判所にタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

この更正処分の対象期間は平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の 3 年間であり、更正を受けた所得金額は 18 億円、追徴税額は地方税等を含め合計 9 億円であります。これについては、平成 24 年 3 月期決算において、「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

なお、前回（平成 20 年 6 月 16 日付）及び前々回（平成 17 年 6 月 28 日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分につきましても、国に対し、その取消を求める訴えを提起しており、現在、最高裁判所において係属中であります。

以 上